# 藤沢市 令和2年度事務事業評価シート(令和元年度分)

No. 16

事務事業名				地	1域/	生活		爰事	業費			担当	部課名	福祉健康	部障がい	八福祉課
予算科目コード	会計 01	款	04	項	01	目	02	細目	016	説明	01	課	課等の長	須藤 和久	電話	3292

1. 事業概要

<u>.                                    </u>								
事業開始年度	平成 18	年度 終	(予定)年度	71.70	F度 事業 <b>の</b> 性	質	義務的自治	台事務
事業概要	1 手話通訳等の派遣・設置 2 障がい者相談支援事業の実施 3 日常生活用具の給付 4 移動支援事業の実施 5 日中一時支援事業の実施 6 障がい者入浴事業(訪問)の実施 7 手話講習会事業等の実施 8 障がい児者一時預かり事業 9 障がい者虐待防止センターの運営 10 地域活動支援センターへの運営費等の助成 11 居室確保事業							
事業目的 および 必要性 「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第77条に基づき、障がい児者を対象として、は 域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な地域生活支援事業を実施し、福祉の向上を図った。 障がい者の多様なニーズへ柔軟に対応し、地域生活を支援していく上で必要である。								見者を対象として, 地
対象	1. 個人	市内在住	の障がい者				約	20,000 人
根拠法令等	法律等	障がい者	の日常生活	及び社会生活を	総合的に支援で	するため	めの法律(障がい者総	合支援法)
事業実施 手法 (該当するもの全てに チェック)	事業実施 <b>手法</b> (該当する もの全てに ■ 値接実施 ■ 委託・指定管理 ( 委 託 先 : 社会福祉法人 光友会 等 ) ( 委託等内容 : 障がい者相談支援事業等 )							
	における質問項			 平成28年度	平成29年	度	平成30年度	令和元年度
	証,健康などの		整い暮	3.4 点		51 点	3.56 点	3.62 点
				点		点	点	点

	事業費節別内訳							
	費目	支出済額 (千円)	主な事業内容					
令和元年度 支出済額	扶助費	335,956 千	円 移動支援, 日中一時支援, 日常生活用具給付, 訪問入 浴等					
	委託料	92,348 千	円 障がい者相談支援事業,手話講習会,要約筆記体験 会等					
528,852	負担金補助及び交付金	78,630 千	円 一時預かり事業運営・家賃補助,地域活動支援センター補助等					
千円	使用料及び賃借料	7,578 千	円一時預かり事業家賃					
	その他	14,340 千	円 虐待防止相談員報酬,手話通訳者設置及び派遣報酬 等					
【参考】	事業費節別内訳							
令和2年度	費目	予算額 (千円)	主な事業内容					
予算額	扶助費	367,892 <b> </b>	円 移動支援,日中一時支援,日常生活用具給付,訪問入 浴等					
	委託料	99,100 千	円 障がい者相談支援事業,手話講習会,要約筆記体験 会等					
565,413	負担金補助及び交付金	86,643 千	円 一時預かり事業運営・家賃補助,地域活動支援センター補助等					
	LLA ETT JOL THE AND ATE ALLES JOL	7 C10 T	田 叶环 1. 16 古 半 广 任					
千円	使用料及び賃借料	7,648 千	円 一時預かり事業家賃					

## 2. この事務事業に関わる職員数(任用形態別人工数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
正規職員等	6.10	6.10	6.10	6.10
再任用短時•任期付短時職員	0.00	0.00	0.00	0.00
非常勤職員	4.00	4.00	4.00	5.00
合計	10.10	10.10	10.10	11.10

## 3. 事業実施内容・成果

令和元年度 事業実施 内容

障がい児者の福祉の増進を図るため、地域の特性や利用者の状況に応じて地域生活支援事業を実施した。

1 手話通訳等の派遣・設置 2 障がい者相談支援事業の実施 3 日常生活用具の給付

4 移動支援事業の実施 5 日中一時支援事業の実施 6 障がい者入浴事業(訪問)の実施 7 手話講習会事業等の実施 8 障がい児者一時預かり事業 9 障がい者虐待防止センターの運営

10 地域活動支援センターへの運営費等の助成 11 居室確保事業

	指標名	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
	指标 位	부	目標値	目標値	目標値	目標値	川 行
成	移動支援事業 利用実人数	人	634	672	691	714	
果	日中一時支援事業 利用実人数	人	245	254	210	220	
目煙	日常生活用具給付件数	件	1,335	1,370	1,157	1,197	

ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」

	指標名	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
活	16 15 12		実績値	実績値	実績値	実績値	1/用 /5
動実	移動支援事業 支給決定者数	人	1,423	1,381	1,439	1,049	
績	日中一時支援事業 支給決定者数	人	446	381	338	323	
	指 標 名	単位	実績値	実績値	実績値	実績値	備考
_+	移動支援事業 利用実人数	人	645	638	658	630	
成果	日中一時支援事業 利用実人数	人	200	189	157	72	
実	日常生活用具給付件数	件	1,079	1,091	1,141	1,146	

#### 績 |数値で表せない効果

障がい児者が地域で安心して生活できる環境を整えることができた。

## 4. コスト分析

+	スト分	ולו				
	年』	<b></b>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		行政費用(フルコスト) A	676,416	642,163	634,491	588,189
		(1)現金を伴う支出 (千円)	676,613	643,696	635,148	588,136
		事業費(支出済額-②報酬合計)	608,964	575,916	567,554	518,203
		償還金利子	0	0	0	0
	支	人件費合計(①+②+③)	67,649	67,780	67,594	69,933
	又	①職員給与合計(常勤)	55,516	56,236	55,919	55,760
		②報酬合計(非常勤)	8,812	8,813	8,813	10,649
	出	③退職金相当額	3,321	2,731	2,862	3,524
		(2)現金を伴わない支出 (千円)	-197	-1,533	-657	53
		①減価償却費	0	0	0	0
ス		②退職給与引当金繰入額	-197	-1,533	-657	53
<b> </b>		③不納欠損額	0	0	0	0
-		④その他( )	0	0	0	0
		行政収益(事業収入) B	244,275	236,920	234,926	238,241
		(3)現金を伴う収入 (千円)	244,275	236,920	234,926	238,241
		①分担金及び負担金 c	1,175	600	450	0
	収	②使用料及び手数料 □	1,049	0	0	0
	_	③国庫支出金	135,469	143,385	143,362	147,567
	入	④県支出金	97,642	87,123	85,354	84,860
		⑤その他(諸収入)	8,940	5,812	5,760	5,814
		(4)現金を伴わない収入 (千円)	0	0	0	0
	100	収入未済増減額	0	0	0	0
	収文法	E額(純費用)A-B E	432,141	405,243	399,565	349,948
分析	項目	日常生活用具給付件数 F	1,079 件	1,091 件	1,141 件	1,146 件
指	1単位	あたりの総費用 A/F (円)	626,891.57	588,600.37	556,083.26	513,253.93
標		人あたりの負担額 E/人口 (円)	1016.55 425,105	947.93 427,501	930.70 429,317	808.08 433,060
尓	受益者	首負担率 (C+D)/A (%)	0.00	0.00	0.00	0.00

※1 職員数・・・〔常勤〕一般職員,再任用職員,任期付職員,嘱託職員 [非常勤〕月額報酬の非常勤職員(一部日額報酬の非常勤職員を含む)

※2 人件費・・・「常勤〕任用形態別の平均給与に人工数を乗じ算出 [非常勤]月額報酬(一部日額報酬を含む)の年度合計額

※3 退職金相当額・・・年度内に発生した退職金総額を年度当初一般職員数で除し、事業に従事する一般職員数を乗じたもの

5. 事務事業を進めていくうえでの課題と課題解決の取組

~ <u>:</u>	7107NC2010	・ 、 、 、 、 、
(		生活介護等の日中サービスの終了後,利用者が夕方に帰宅することになるが,自宅での介護者が疾病・就労等により不在である場合,活動終了後の障がい者の安全な過ごし方が課題となっており,家族の共働きや高齢化を背景として,夕方以降の障がい者の居場所を確保するサービスが必要である。
(:	(1)解決の ための <sup>2)</sup> 令和元年度の 取組	日中サービス終了後, 自宅での介護者が疾病・就労等により不在である場合の安全な居場所の確保として, 平成31年4月から日中一時支援事業「夕方支援型」を開始した。
(:	の休ಡ	相談支援事業において発達障がいの相談に対応するためには、専門的な知識や経験を必要とし、当事者や 支援者等の相談に対し早期対応ができる体制が求められているが、年々相談件数が増加しており、相談支援 専門員等相談従事者の人的不足のため、必要時直ちに相談が受けられない現状がある。
(4		藤沢市発達障がい者相談支援事業所リートの人員を1人増員し,迅速な相談対応と発達障がいに関する事業所支援を行うほか,市民・支援者の発達障がいに対する理解を促進させることで,地域での障がい者及びその家族等への相談支援体制の強化を図る。

## 6. 事務事業の特徴

	① 法的	的根拠
		ア=法令等の根拠はないが、市の裁量により実施するもの(イ~オ以外)
		イ=市の条例等で規定されている事業
		ウ=県の条例等で事業の実施について推奨・規定されているもの
		フー ボジボリオ ( す来の 大池に
		エ=国の法律で事業の実施について推奨・規定されているもの
(4)		オ=法律等により,事業の実施が義務付けられているもの(市に裁量の余地がないもの)
(1)	②事第	実施の位置づけ(市民へのサービス提供状況)
事業	<u></u>	ア=国,県,他自治体や民間等も,市内や近隣市町村で市民が利用できる同種のサービスを提供しているもの
まの		イ=国,県,他自治体等も,市内や近隣市町村で市民が利用できる同種のサービスを提供しているもの
性	0	ウ=国,県,他自治体等も同種のサービスを提供しているが,一部のサービスは本市のみが提供しているもの
質		エ=本市のみがサービスを提供し,よりよい生活環境の実現,地域の発展,市民生活の向上を目的とするもの
貝		オ=本市のみがサービスを提供し,生活基盤の維持・確保,市民の権利維持・安全確保を目的とするもの
	③ 事	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		ア=恒久的に実施するもの
	······	イ=年限の定めのないもの
		ウ=時限的に実施する事業で、終了まで5年以上あるもの
		エ=時限的に実施する事業で、今後2~4年で終了するもの
	<b>企</b> 事:	オー時限的に実施する事業で、本年度で終了するもの
		業費…令和元年度支出済額
	0	ア=300,000千円以上
	ļ	イ=100,000千円以上~300,000千円未満
		ウ=30,000千円以上~100,000千円未満
	<u></u>	エ=5,000千円以上~30,000千円未満
4-5		オ=5,000千円未満
(2)	⑤ <b>−</b> £	段財源比率…事業費に占める一般財源の割合
財政		ア=80%以上
凶的	0	イ=50~80%未満
かな		ウ=30~50%未満
特		エ=10~30%未満
徴		オ=10%未満
144	⑥ 固:	定的経費比率…行政費用(フルコスト)に占める固定的な経費の割合
		ア=10%未満
	0	イ=10~30%未満
	·····	ウ=30~50%未満
	<b></b>	エ=50~80%未満
	ļ	オ=80%以上
		W 00 (NO)(12

(3)事業の種類	(4) その他の事業特性
1. 市民等サービス(窓口系)	

## 事務事業を取り巻く環境の現状と今後の予測

障がい児者の増加により、 - 人ひとりの安心した暮らしの実現のためには,本人支援や家族支援等,多様なニーズに対応すること が求められている。 社 「障がい者総合支援法」の改正や「障がい者差別解消法」の施行に伴い、市町村が取り組む必須事業が増加した。 ニーズの多様化に伴う地域生活支援事業の需要の伸びが予想される。 情 勢 쑄 【茅ヶ崎市】〈移動支援〉原則月30時間以内〈日中一時支援〉原則月23回以内〈負担割合〉市民税課税世帯10%・市民税非課税 他 世帯及び生活保護世帯0%(日中一時支援は負担上限月額なし) 市 【鎌倉市】〈移動支援〉障がい者 原則月30時間以内・障がい児 原則月25時間以内 〈日中一時支援〉利用者の希望と事業所の受 入状況により日数を決定 〈負担割合〉市民税課税世帯10%・市民税非課税世帯及び生活保護世帯0% の 【本市】〈移動支援〉原則月48時間以内〈日中一時支援〉通所サービスの支給決定と合計して月23回以内(夕方支援型のみ月10 事 回以内)〈負担割合〉市民税課税世帯5%・市民税非課税世帯及び生活保護世帯0% 例 ①利用者からの窓口や電話等での相談 ②当事者団体や家族会及びサービス提供事業者からの聞き取り ③ふじさわ障がい者計画策定時のアンケート 把握方法 ④藤沢市障がい者総合支援協議会 4回開催 ⑤就学者及び日中活動サービス利用者に関するアンケート(相談支援事業所14事業所から回答) ①地域生活支援事業の充実

## 把握内容

民

ī ズ ②身近な相談窓口の充実

「発達障がいの専門的な支援体制の強化」等

③地域における制度を超えた連携の強化

## 対応等

・ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」「第5期ふじさわ障がい福祉計画」に基づく,地域生活支援事業の 計画的な推進

・相談支援事業所における発達障がいに関する専門的な知識や経験を持つ人員の増員

・相談支援体制のあり方の検討

## 8. 事務事業の評価と今後の方針

日中一時支援事業「夕方支援型」を開始したことで、自宅での介護者が疾病・就労等により不在である場合でも、日中サービス利

# 評

用者がサービス終了後も安全に過ごせる居場所の確保が図られた。

# 価

の 方 針

④ 健康で豊かな長寿社会をつくる まちづくりテーマ

事業の方向性

現状維持

障がいのある人の多様なニーズへ対応し、福祉の向上を図るため、ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」「第5期ふじさわ 障がい福祉計画」に基づき, 引き続き実施する。

9. 事務事業の執行にあたって参照する業務記述書

	業務記		業務見直しの視点等						
	走客記述書No.	具体的業務の名称	新たな委託(一 部含む)の可能 性	業務効率改善 の可能性	リスク影響度 I	リスク影響度Ⅱ			
	11	手話•要約筆記事務	無	無	1	1			
	28	地域生活支援事業 事業所登録	無	無	1	1			
	38	障がい者虐待防止法施行に関すること	無	無	1	3			
	41	障がい福祉相談員	無	無	1	1			
Ī	45	指定特定相談支援事業者指定事務	無	無	1	3			

※リスク影響度 I・・・・市民等外部へ影響を及ぼす度合い。リスクレベル1は対象者10%未満、レベル2は10%以上30%未満、レベル3は30%以上。 ※リスク影響度 I・・・組織内部へ影響を及ぼす度合い。リスクレベル1は課内への影響、レベル2は部内への影響、レベル3は他部又は全庁への影響。

10. 部長確認欄

 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19				
部名	福祉健康部	氏名	池田 潔	確認日	2020/8/24